

認定こども園施設整備交付金実施要領

平成27年5月21日

初等中等教育局長裁定

平成28年5月11日 一部改正

平成28年12月6日 一部改正

平成29年6月12日 一部改正

平成30年5月25日 一部改正

平成31年4月1日 一部改正

(通則)

認定こども園施設整備交付金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第20条の規定に基づき、認定こども園施設整備交付金の実施について必要な事項を、本実施要領で定めるものとする。

1. 事業の内容

認定こども園施設整備交付金は、次により実施する施設整備支援事業とする。

① 認定こども園整備

（内容については、別紙1のとおり）

② 幼稚園耐震化整備

（内容については、別紙2のとおり）

③ 防犯対策整備

（内容については、別紙3のとおり）

2. 交付額の算定方法について

ア. 認定こども園整備及び防犯対策整備に係る交付金の額は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）が域内の学校法人等による認定こども園施設整備事業及び防犯対策整備事業について、交付対象経費の1/4以内で補助を行うとき、これに対する都道府県の交付対象事業に対し、交付対象経費の1/2以内を交付金の額として交付する。なお、市町村が交付対象経費の1/4以上で補助を行う場合も同様とする。

イ. 幼稚園耐震化整備に係る交付金の額は、交付対象経費の1/2以内を交付金の額として交付する。

ウ. 交付対象事業に対する交付金の額は、次の(a)により算出した額（以下「交付基礎額」という。）の合計額と(b)により算出した額の合計額を比較していずれか小さい方の額とする。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(a) 交付金の対象となる事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1（算定基準表）、別表2（交付基準額表）で定める基準により算出した交付基礎額

(b) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1（算定基準表）で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した

額を比較していずれか少ない方の額に2分の1を乗じた額

3. 国の財政上の特例措置について

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年法律第87号）第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業として行う場合は、別表2のうち、「津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業の場合」の基準額を適用する。

また、交付対象となる認定こども園等が豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、別表2に定める基準額に対して、0.08を乗じて得られた額を基準額に加算し、交付基礎額を算出するものとする。（設計料加算は除く。小数点以下切り捨て。）

4. 財産処分の制限等

都道府県及び市区町村が学校法人等に対してこの交付金を財源の一部として補助金を交付する場合には、交付要綱第17条の規定に準じて、財産処分の制限等に係る条件を附さなければならない。

なお、市区町村が財産処分の承認を行う場合は、あらかじめ都道府県の承認を受けなければならない。

5. 交付要綱第10条の規定に基づき、事業の遅延について届出を行う際には、交付要綱の様式6の提出と併せて、別紙様式6-2の遅延事業内訳書を作成し提出すること。

6. 交付要綱第11条の規定に基づき、事業の実施状況について報告を行う際には、交付要綱の様式7の提出と併せて、別紙様式7-2の事業実施状況報告書を作成し提出すること。

7. 実績報告

交付対象事業が交付決定をした年度内にやむを得ない事情により完了できず、繰越しを行った場合、交付要綱第12条で定める実績報告書（様式8）の提出期限については、交付対象事業が完了した日から起算して1か月以内又は交付対象事業完了年度の翌年度の4月10日までのいずれか早い日とする。

8. 交付要綱第12条の規定に基づき、事業の実施状況について報告を行う際には、交付要綱の様式8の提出と併せて、別紙様式8-2の事業実績一覧表を作成し提出すること。

9. 留意事項

- ・ 幼保連携型認定こども園において保育を実施する部分及び幼稚園型認定こども園の保育所機能部分の整備をあわせて実施する場合は、厚生労働省所管の保育所等整備交付金による整備事業と連携を図ること。
- ・ ①認定こども園整備及び③防犯対策整備については、都道府県が認定こども園の整備及び防犯対策の整備を行う市町村（特別区を含む。）に対し支援を行うものとし、②幼稚園耐震化整備については、都道府県が認定こども園への移行を予定する施設に対し支援を行うものとする。

- ・ ③防犯対策整備は、幼稚園型認定こども園に限り補助対象とする。幼保連携型認定こども園及び保育所型認定こども園において同様の整備を実施する場合は、厚生労働省所管の保育所等整備交付金に申請すること。
- ・ その他交付金の取扱いに関して必要な事項については別に通知する。

附則（平成30年5月25日30文科初第341号）

この要領は、平成30年5月25日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

認定こども園整備

1 目的

幼児教育と保育を一体的に提供する認定こども園等の施設整備に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行うことを目的とする。

2 内容

(1) 整備内容

幼保連携型認定こども園、又は保育所型認定こども園の幼稚園機能部分等の新設、修理、改造を実施する。

(2) 整備対象施設

- ① 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成24年法律第66号）（以下「認定こども園法」という。）第2条第7項に基づく幼保連携型認定こども園において学校としての教育を実施する部分（以下「学校教育部分」という。）
- ② 認定こども園法第3条第2項第2号に基づく保育所型認定こども園の幼稚園機能部分
- ③ 認定こども園法第3条第2項第1号又は第4項第1号に基づく幼稚園型認定こども園を構成する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園

(3) 整備対象施設の設置主体（事業者）

学校法人又は社会福祉法人

3 交付基準額・負担割合等

(1) 交付基準額

別表1（算定基準）、別表2（交付基準額表）で定める基準により算出

(2) 負担割合

国1/2、市町村1/4、事業者1/4

(3) 交付対象整備（整備区分）

創設、増築、増改築、改築、大規模修繕等

4 対象経費

別表1（算定基準）で定める対象経費のとおり。

5 留意事項

- (1) 次に掲げる費用については、対象としないものとする。

- ① 土地の買収又は整地に関する費用
- ② 職員の宿舎に要する費用
- ③ その他施設整備費として適当と認められない費用

(2) 次に掲げる事項を交付金を交付する場合の条件とする。

- ① 交付申請を行う時点で、原則として、幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園のいずれかであること。(新設は除く。)
- ② 保育所型認定こども園の幼稚園機能部分については、認定こども園法第3条第1項に基づく都道府県の認定を受けること。
ただし、交付決定をした年度内に上記の要件を満たさなかった場合は、原則として、補助条件違反として交付額の返還を命ずること。
- ③ 幼稚園型認定こども園の幼稚園部分の施設整備についても交付対象とすること。
ただし、施設整備終了後に幼稚園型認定こども園として認定されなかった場合は、原則として、補助条件違反として交付額の返還を命ずること。
- ④ 幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園の整備において一体的に幼稚園部分の改築等を行う場合、また、既存の認定こども園が機能を更に拡充させるために行う施設整備についても、対象とすること。
- ⑤ 幼保連携型認定こども園において児童福祉施設としての保育を実施する部分及び保育所型認定こども園の認可保育所部分(認可保育所を新設することにより、新たに幼保連携型認定こども園及び保育所型認定こども園の認可・認定を受ける場合を含む。)、幼稚園型認定こども園の保育所機能部分(保育所機能部分を新設することにより、新たに幼稚園型認定こども園の認可・認定を受ける場合を含む。)については、保育所等整備交付金により整備を行うこと。

(3) 財産処分について

- ① この交付金により施設整備を行う際に、過去に私立学校施設整備費補助金(私立幼稚園施設整備費)の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、平成26年3月31日25文科初第1443号「私立学校施設整備費補助金(私立幼稚園施設整備費)に係る財産処分の承認について」による財産処分の承認手続き等が必要であるので、文部科学省と事前に相談すること。
- ② この交付金により施設整備を行う際に、過去に厚生労働省所管一般会計補助金等の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、平成20年4月17日雇児発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」による財産処分の承認手続き等が必要であるので、厚生労働省又は各地方厚生局若しくは地方厚生支局と事前に相談すること。

別紙 2

幼稚園耐震化整備

1 目的

幼児教育と保育を一体的に提供する認定こども園への移行を予定する幼稚園（既に認定こども園に移行した場合を含む。）の耐震化を促進することにより、子どもを安心して育てることが出来るよう基盤整備を行うことを目的とする。

2 内容

(1) 整備内容

認定こども園への移行を予定する幼稚園（既に認定こども園に移行した場合を含む。）の耐震化を促進するための改造を実施する。

(2) 整備対象施設

- ① 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成24年法律第66号）（以下「認定こども園法」という。）第2条第7項に基づく幼保連携型認定こども園において学校としての教育を実施する部分（以下「教育部分」という。）
- ② 認定こども園法第3条第2項第1号又は第4項第1号に基づく幼稚園型認定こども園を構成する学校教育法第1条に規定する幼稚園
- ③ 認定こども園法第2条第7項に基づく幼保連携型認定こども園への移行を予定する学校教育法第1条に規定する幼稚園（移行後の幼保連携型認定こども園における教育部分）
- ④ 認定こども園法第3条第2項第1号又は第4項第1号に基づく幼稚園型認定こども園への移行を予定する学校教育法第1条に規定する幼稚園

(3) 整備対象施設の設置主体（事業者）

学校法人（学校法人等以外の個人立等から学校法人立等に組織変更をし、施設整備完了年度までに設置認可がなされ、当該完了年度又はその翌年度から幼稚園を開設する場合を含む。）又は社会福祉法人

3 交付基準額・負担割合等

(1) 交付基準額

別表1（算定基準）、別表2（交付基準額表）で定める基準により算出

(2) 負担割合

国1/2、事業者1/2

(3) 交付対象整備（整備区分）

増改築、改築、大規模修繕等（幼保連携型認定こども園の整備に限る。）

4 対象経費

別表1（算定基準）で定める対象経費のとおり。

5 留意事項

（1）次に掲げる費用については、対象としないものとする。

- ① 土地の買収又は整地に関する費用
- ② 職員の宿舎に要する費用
- ③ その他施設整備費として適当と認められない費用

（2）次に掲げる事項を交付金を交付する場合の条件とする。

- ① 交付申請を行う時点で、幼稚園、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園のいずれかであること。
- ② 幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園に移行する計画を有し、施設整備終了後に認定こども園法第2条第7項に基づく幼保連携型認定こども園、認定こども園法第3条第2項第1号又は第4項第1号に基づく幼稚園型認定こども園のいずれかの機能を備えること。
ただし、施設整備終了後に上記の要件を満たさなかった場合は、原則として、補助条件違反として交付額の返還を命ずること。

（3）財産処分について

この交付金により施設整備を行う際に、過去に私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）等の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、平成26年3月31日25文科初第1443号「私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）に係る財産処分の承認について」による財産処分の承認手続き等が必要であるので、文部科学省と事前に相談すること。

別紙 3

防犯対策整備

1 目的

幼児教育と保育を一体的に提供する認定こども園の防犯対策を強化することにより、子どもを安心して育てることが出来るよう環境整備を行うことを目的とする。

2 内容

(1) 整備内容

幼稚園型認定こども園における防犯対策を強化するための整備を実施する。

(2) 整備対象施設

認定こども園法第3条第2項第1号又は第4項第1号に基づく幼稚園型認定こども園

(3) 整備対象施設の設置主体（事業者）

学校法人又は社会福祉法人

3 交付基準額・負担割合等

(1) 交付基準額

別表1（算定基準）で定める基準により算出

(2) 負担割合

国 1 / 2、市町村 1 / 4、事業者 1 / 4

(3) 交付対象整備（整備区分）

防犯対策整備

4 対象経費

別表1（算定基準）で定める対象経費のとおり。

5 留意事項

(1) 次に掲げる費用については、対象としないものとする。

- ① 土地の買収又は整地に関する費用
- ② 職員の宿舍に要する費用
- ③ 防犯対策以外を目的とした整備に要する費用
- ④ その他施設整備費として適当と認められない費用

(2) 次に掲げる事項を交付金を交付する場合の条件とする。

- ① 交付申請を行う時点で、原則として、幼稚園、幼稚園型認定こども園のいずれかであること。

② 幼稚園についても交付対象とすること。

ただし、施設整備終了後に幼稚園型認定こども園として認定されなかった場合は、原則として、補助条件違反として交付額の返還を命ずること。

(3) 財産処分について

この交付金により施設整備を行う際に、過去に私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）等の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、平成26年3月31日25文科初第1443号「私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）に係る財産処分の承認について」による財産処分の承認手続き等が必要であるので、文部科学省と事前に相談すること。

別表 1

算 定 基 準
(創設、増築、増改築、改築)

1 区分	2 種目	3 基準	4 対象経費
認定こども園整備	本体工事費	<p>別表2に掲げる1施設当たりの交付基準額を基準とする。</p> <p>(認定こども園施設整備交付金交付要綱別紙2.で対象としている整備を行う場合は、特殊付帯工事の基準額を加算することができる。</p> <p>対象経費の実支出額に実施設計費等(工事監理費は除く。)がある場合は、設計料加算の基準額を加算することができる。)</p> <p>※1 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成25年法律第87号)第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設として行う事業を含む。</p> <p>※2 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、上記に定める方法により算定された基準額に対して0.08を乗じて得た額を加算する。(設計料加算は除く。小数点以下切り捨て。)</p>	<p>施設の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、文部科学大臣が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費(実施要領別紙1の5留意事項(1)及び別紙2の5留意事項(1)に定める費用を除く。)及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ)、実施設計に要する費用。</p> <p>ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。(以下同じ。)</p>
	解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	<p>別表2に掲げる1施設当たりの交付基準額を基準とする。※1、※2について同上。</p>	<p>解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費</p>

算 定 基 準

(大規模修繕等)

1 区分	2 種目	3 基準	4 対象経費
認定こども園整備	本体工事費	<p>大規模修繕等（耐震化等整備事業を含む。）</p> <p>その他特別な工事費については、次のいずれか低い方の価格を基準に文部科学大臣が必要と認めた額とする。</p> <p>（１）公的機関（都道府県又は市町村の建築課等）の見積り</p> <p>（２）工事請負業者２社の見積もり</p>	<p>施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、文部科学大臣が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（実施要領別紙１の５留意事項（１）及び別紙２の５留意事項（１）に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の２.６％に相当する額を限度額とする。以下同じ。）、実施設計に要する費用。</p> <p>ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。（以下同じ。）</p>
	仮施設整備工事費	<p>大規模修繕等（耐震化等整備事業を含む。）</p> <p>については、文部科学大臣が必要と認めた額とする。</p>	<p>仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費</p>

算 定 基 準

(増改築、改築)

1 区分	2 種目	3 基準	4 対象経費
幼稚園耐震 化整備	本体工事費	<p>別表2に掲げる1施設当たりの交付基準額を基準とする。</p> <p>(認定こども園施設整備交付金交付要綱別紙2.で対象としている整備を行う場合は、特殊付帯工事の基準額を加算することができる。</p> <p>対象経費の実支出額に実施設計費等(工事監理費は除く。)がある場合は、設計料加算の基準額を加算することができる。)</p> <p>※1 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成25年法律第87号)第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設として行う事業を含む。</p> <p>※2 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、上記に定める方法により算定された基準額に対して0.08を乗じて得た額を加算する。(設計料加算は除く。小数点以下切り捨て。)</p>	<p>施設の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、文部科学大臣が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費(実施要領別紙1の5留意事項(1)及び別紙2の5留意事項(1)に定める費用を除く。)及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ)、実施設計に要する費用(交付申請年度の前年度分まで含む。)、耐震診断費に要した費用(交付申請年度の前々年度分まで含む。)</p> <p>ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。(以下同じ。)</p>
	解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	<p>別表2に掲げる1施設当たりの交付基準額を基準とする。※1、※2について同上。</p>	<p>解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費</p>

算 定 基 準

(大規模修繕等)

1 区分	2 種目	3 基準	4 対象経費
幼稚園耐震化整備	本体工事費	<p>大規模修繕等（耐震化等整備事業に限る。）</p> <p>その他特別な工事費については、次のいずれか低い方の価格を基準に文部科学大臣が必要と認めた額とする。</p> <p>（１）公的機関（都道府県又は市町村の建築課等）の見積り</p> <p>（２）工事請負業者２社の見積もり</p>	<p>施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、文部科学大臣が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（実施要領別紙１の５留意事項（１）及び別紙２の５留意事項（１）に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の２.６％に相当する額を限度額とする。以下同じ。））、実施設計に要する費用（交付申請年度の前年度分まで含む。）、耐震診断費に要した費用（交付申請年度の前々年度分まで含む。）。</p> <p>ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。（以下同じ。）</p>
	仮施設整備工事費	<p>大規模修繕等（耐震化等整備事業を含む。）</p> <p>については、文部科学大臣が必要と認めた額とする。</p>	<p>仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費</p>

算 定 基 準

(防犯対策整備)

1 区分	2 種目	3 基準	4 対象経費
防犯対策整備	本体工事費	<p>防犯対策の整備に係る工事費については、次の取扱いとする。</p> <p>ア 門、フェンス等の外構の設置、修繕等 次のいずれか低い方の価格に2分の1を乗じた額を基準とする。 (1) 公的機関(都道府県又は市町村の建築課等)の見積り (2) 工事請負業者2社の見積り</p> <p>ただし、(1)、(2)のいずれかの見積り額が300,000円未満の場合は、本事業の対象としない。</p> <p>イ 非常通報装置等の設置 次のいずれか低い方の価格に2分の1を乗じた額と900,000円を比較していずれか少ない方の価格を基準とする。 (1) 公的機関(都道府県又は市町村の建築課等)の見積り (2) 工事請負業者2社の見積り</p> <p>ただし、(1)、(2)のいずれかの見積り額が300,000円未満の場合は、本事業の対象としない。</p>	<p>防犯対策に必要な工事費又は工事請負費(実施要領別紙3の5留意事項(1)に定める費用を除く。)及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。)、実施設計に要する費用。</p> <p>ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き(以下同じ。)、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。(以下同じ。)</p>

(別表2) 交付基準額表

(通則)

ア 各事業における基準額は、以下の表のとおりとする。

イ 都市部とは、平成31年4月1日現在の人口密度が、1,000人/km²以上の市町村をいう。

(1) 認定こども園整備

○ 幼保連携型認定こども園において学校としての教育を実施する部分

○ 幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園部分

< 本体工事費 >

単位：千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	52,200	57,400	69,000	75,900
定員21～30名	54,800	60,200	72,300	79,600
定員31～40名	63,500	70,100	84,100	92,400
定員41～70名	72,600	79,900	95,800	105,500
定員71～100名	94,400	103,800	124,500	137,100
定員101～130名	113,500	124,800	149,800	164,800
定員131～160名	131,400	144,400	173,400	190,700
定員161～190名	149,300	164,100	197,100	216,700
定員191～220名	165,800	182,500	219,100	240,900
定員221～250名	183,700	202,200	242,400	266,800
定員251名以上	204,300	224,500	269,600	296,500
特殊付帯工事	7,850		10,320	
設計料加算	本体工事費及び特殊付帯工事費に係る基準額の5%			

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、その定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(設計料加算は除く。小数点以下切捨て)

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で工事に係る定員を算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※幼保連携型認定こども園において学校としての教育を行う部分及び幼稚園型認定こども園の幼稚園部分を整備する場合、整備後の1号認定子どもの定員規模(幼保連携型認定こども園にあっては認可定員、幼稚園型認定こども園にあっては認定に係る定員とする。)に該当する基準額とすること。

<解体撤去工事費>

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	1,046	1,150	1,380	1,518
定員21～30名	1,185	1,305	1,566	1,723
定員31～40名	1,582	1,740	2,088	2,298
定員41～70名	1,990	2,191	2,628	2,892
定員71～100名	2,808	3,088	3,707	4,077
定員101～130名	3,370	3,707	4,448	4,893
定員131～160名	4,213	4,635	5,561	6,119
定員161～190名	5,056	5,562	6,675	7,342
定員191～220名	5,898	6,489	7,786	8,566
定員221～250名	6,742	7,416	8,899	9,790
定員251名以上	7,585	8,344	10,013	11,015

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、その定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て)

※一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×改築面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※幼保連携型認定こども園において学校としての教育を行う部分及び幼稚園型認定こども園の幼稚園部分を整備する場合、整備前の1号認定子ども等の定員規模(幼稚園、幼保連携型認定こども園にあっては認可定員、幼稚園型認定こども園にあっては認定に係る定員とする。)に該当する基準額とすること。

<仮設施設整備工事費>

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	1,863	2,050	2,458	2,705
定員21～30名	2,275	2,502	3,002	3,303
定員31～40名	2,757	3,032	3,639	4,003
定員41～70名	3,829	4,213	5,056	5,561
定員71～100名	5,745	6,320	7,584	8,343
定員101～130名	6,895	7,585	9,102	10,013
定員131～160名	8,620	9,483	11,379	12,516
定員161～190名	9,424	10,367	12,440	13,684
定員191～220名	10,995	12,095	14,515	15,964
定員221～250名	12,567	13,823	16,588	18,246
定員251名以上	14,137	15,551	18,661	20,529

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、その定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て)

※一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×改築面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※幼保連携型認定こども園において学校としての教育を行う部分及び幼稚園型認定こども園の幼稚園部分を整備する場合、整備前の1号認定子ども等の定員規模(幼稚園、幼保連携型認定こども園にあっては認可定員、幼稚園型認定こども園にあっては認定に係る定員とする。)に該当する基準額とすること。

○保育所型認定こども園の幼稚園機能部分

<本体工事費>

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	右記以外	津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る場合
定員20名以下	36,500	48,000
定員21～30名	38,200	50,500
定員31～40名	44,500	58,900
定員41～70名	50,800	67,000
定員71～100名	65,900	87,000
定員101～130名	79,500	104,900
定員131～160名	91,900	121,300
定員161～190名	104,500	137,900
定員191～220名	116,100	153,200
定員221～250名	128,500	169,600
定員251名以上	142,800	188,600

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、その定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て)

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で工事に係る定員を算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※保育所型認定こども園の幼稚園機能部分を整備する場合、整備後の1号認定子どもの定員規模(保育所型認定こども園の認定に係る定員)に該当する基準額とすること。

<解体撤去工事費>

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	右記以外	津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る場合
定員20名以下	731	965
定員21～30名	830	1,095
定員31～40名	1,107	1,462
定員41～70名	1,393	1,838
定員71～100名	1,964	2,595
定員101～130名	2,357	3,114
定員131～160名	2,948	3,893
定員161～190名	3,539	4,671
定員191～220名	4,129	5,452
定員221～250名	4,719	6,229
定員251名以上	5,310	7,007

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、その定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て)

※一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※保育所型認定こども園の幼稚園機能部分を整備する場合、整備前の1号認定子どもの定員規模(保育所型認定こども園の認定に係る定員)に該当する基準額とすること。

<仮設施設整備工事費>

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	右記以外	津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る場合
定員20名以下	1,304	1,722
定員21～30名	1,592	2,101
定員31～40名	1,930	2,546
定員41～70名	2,680	3,539
定員71～100名	4,023	5,310
定員101～130名	4,826	6,371
定員131～160名	6,033	7,964
定員161～190名	6,595	8,707
定員191～220名	7,697	10,159
定員221～250名	8,796	11,610
定員251名以上	9,896	13,062

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、その定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て)

※一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※保育所型認定こども園の幼稚園機能部分を整備する場合、整備前の1号認定子どもの定員規模(保育所型認定こども園の認定に係る定員)に該当する基準額とすること。

(2) 幼稚園耐震化整備

< 本体工事費 >

単位: 千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	52,200	57,400	69,000	75,900
定員21～30名	54,800	60,200	72,300	79,600
定員31～40名	63,500	70,100	84,100	92,400
定員41～70名	72,600	79,900	95,800	105,500
定員71～100名	94,400	103,800	124,500	137,100
定員101～130名	113,500	124,800	149,800	164,800
定員131～160名	131,400	144,400	173,400	190,700
定員161～190名	149,300	164,100	197,100	216,700
定員191～220名	165,800	182,500	219,100	240,900
定員221～250名	183,700	202,200	242,400	266,800
定員251名以上	204,300	224,500	269,600	296,500
特殊付帯工事	7,850		10,320	
設計料加算	本体工事費及び特殊付帯工事費に係る基準額の5%			

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、その定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(設計料加算は除く。小数点以下切捨て)

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で工事に係る定員を算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※幼保連携型認定こども園において学校としての教育を行う部分、幼稚園型認定こども園の幼稚園部分及び幼稚園を整備する場合、整備後の1号認定子ども等の定員規模(幼稚園、幼保連携型認定こども園にあつては認可定員、幼稚園型認定こども園にあつては認定に係る定員とする。)に該当する基準額とすること。

<解体撤去工事費>

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	1,046	1,150	1,380	1,518
定員21～30名	1,185	1,305	1,566	1,723
定員31～40名	1,582	1,740	2,088	2,298
定員41～70名	1,990	2,191	2,628	2,892
定員71～100名	2,808	3,088	3,707	4,077
定員101～130名	3,370	3,707	4,448	4,893
定員131～160名	4,213	4,635	5,561	6,119
定員161～190名	5,056	5,562	6,675	7,342
定員191～220名	5,898	6,489	7,786	8,566
定員221～250名	6,742	7,416	8,899	9,790
定員251名以上	7,585	8,344	10,013	11,015

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、その定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て)

※一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※幼保連携型認定こども園において学校としての教育を行う部分、幼稚園型認定こども園の幼稚園部分及び幼稚園を整備する場合、整備前の1号認定子ども等の定員規模(幼稚園、幼保連携型認定こども園にあっては認可定員、幼稚園型認定こども園にあっては認定に係る定員とする。)に該当する基準額とすること。

<仮施設整備工事費>

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	1,863	2,050	2,458	2,705
定員21～30名	2,275	2,502	3,002	3,303
定員31～40名	2,757	3,032	3,639	4,003
定員41～70名	3,829	4,213	5,056	5,561
定員71～100名	5,745	6,320	7,584	8,343
定員101～130名	6,895	7,585	9,102	10,013
定員131～160名	8,620	9,483	11,379	12,516
定員161～190名	9,424	10,367	12,440	13,684
定員191～220名	10,995	12,095	14,515	15,964
定員221～250名	12,567	13,823	16,588	18,246
定員251名以上	14,137	15,551	18,661	20,529

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、その定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て)

※一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※幼保連携型認定こども園において学校としての教育を行う部分、幼稚園型認定こども園の幼稚園部分及び幼稚園を整備する場合、整備前の1号認定子ども等の定員規模(幼稚園、幼保連携型認定こども園にあっては認可定員、幼稚園型認定こども園にあっては認定に係る定員とする。)に該当する基準額とすること。